

**独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園
組織・業務の見直し当初案について**

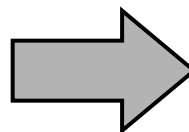
**平成24年8月16日(木)
厚生労働省**

I 中期目標の達成状況等の概要

自己収入の比率

自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。

総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く）に占める自己収入の比率を
40%以上とすることを目標



目標を大幅に達成

○ 平成23年度の自己収入の比率

$$52.5\% = \frac{\text{（自己収入）} 1,843\text{百万円}}{\text{（総事業費）} 3,508\text{百万円}}$$

（20年度：41.7%）

自己収入割合等の推移

（単位：百万円）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
運営費交付金※ ①	2,334	2,227	2,120	1,764	1,665
自己収入 ②	1,653	1,592	1,781	1,836	1,843
総事業費（①+②） ③	3,987	3,819	3,901	3,600	3,508
自己収入割合（②／③）	41.5%	41.7%	45.7%	51.0%	52.5%

※ 決算ベース。

※ 運営費交付金は、退職手当相当額を除く。

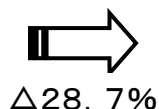
運営費交付金の節減目標

数値目標

一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く))について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上削減すること。

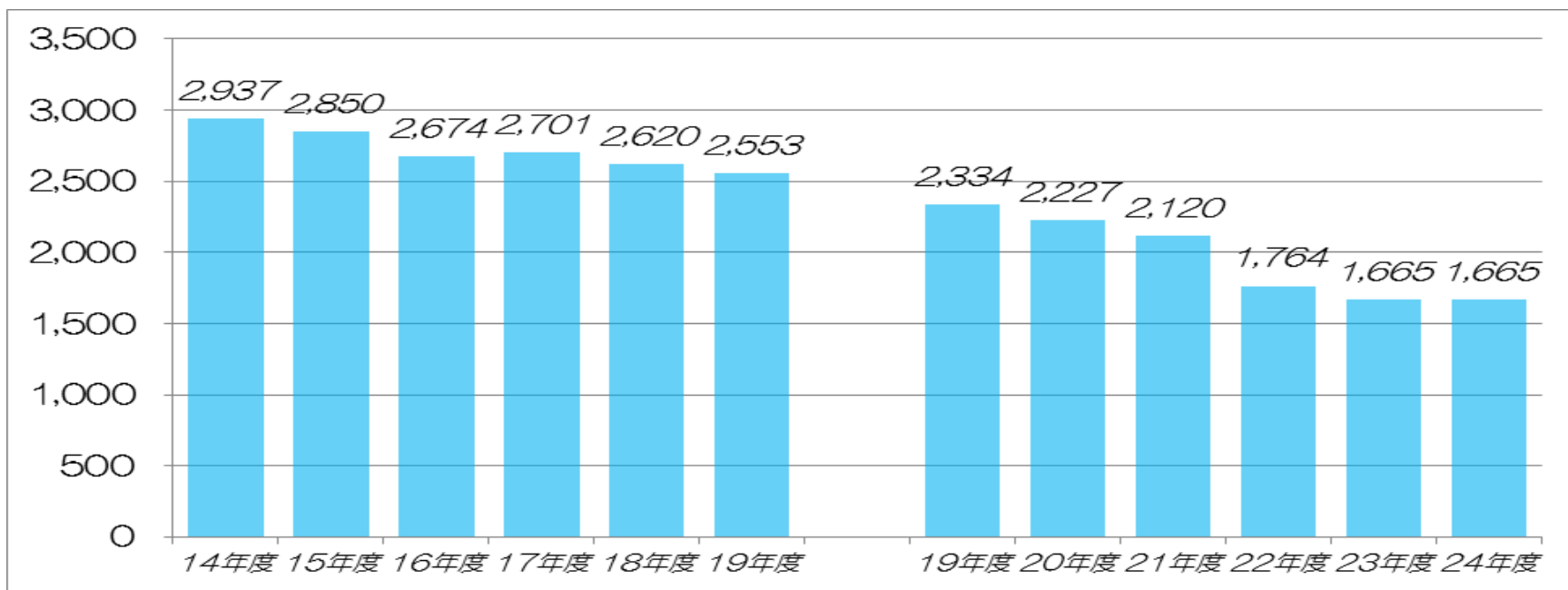
運営費交付金(予算額、退職手当相当額を除く)を23%以上削減。

平成19年度
2,334百万円



平成24年度
1,665百万円

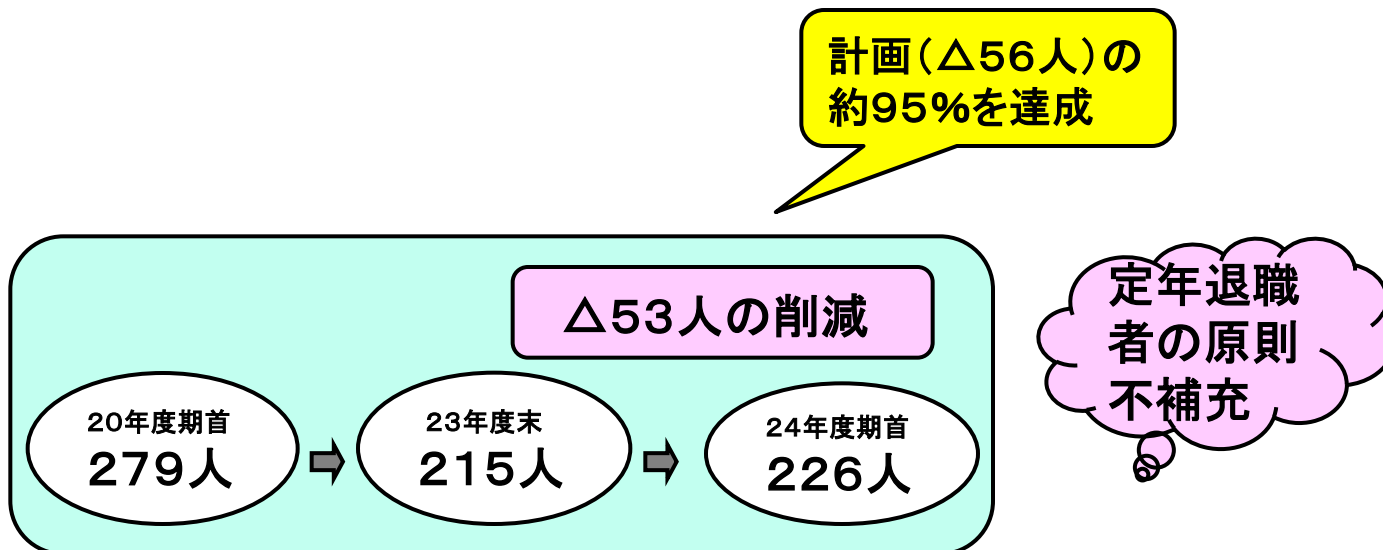
運営費交付金 予算額の推移



常勤職員数の削減

数値目標

常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。



国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1-(1) 地域移行に向けた取組

① 施設利用者の地域移行のスピードアップ

数値目標

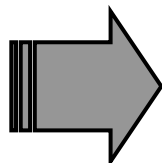
重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時(平成15年10月)と比較して、3割縮減すること。

第1期中期目標期間

第2期中期目標期間

○地域移行の実績

第1期地域移行者合計 44人
(H15年10月～H19年度末)



年度目標
15～20人
達成！！

○地域移行の実績

20年度	21年度	22年度	23年度
24人(28人)	21人(23人)	22人(26人)	21人(22人)

(23年度中、22人の地域移行が決定していたが、
1人が重篤な疾病により移行を断念した)

利用者の重度・高齢化が進み、移行先についても、利用者の特性や住環境等に配慮しながら、地域移行を進める困難な状況の中で、23年度も15人～20人の目標を達成することができた。
また、地域移行者150人の目標に対して、H15年以降 132人となり、88パーセントの達成率となった。

○第2期中期目標
独法移行時と比較して、
施設利用者数を3割縮減



**3割7分
縮減**

区分	H15. 10. 1	H24末	差引
施設利用者数	499人	314人	△185人

Ⅱ 事務及び事業の見直しに係る当初案の概要

事務及び事業の見直しに係る具体的措置

人員削減等による効率化

- 地域生活への移行等による施設利用者の減少に伴い、人員削減等による効率化を図るとともに、効率化により施設利用者に対するサービスの質が低下することのないよう、有用な人材の育成・確保を図ること。

設置・運営の強化

1. 「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)となり、平成25年4月1日から施行されるが、これまで培ってきた福祉と医療の連携による支援の専門性を活用して重い障害がある人の地域生活を支えるモデル的な支援事業に取り組むなど、新法の理念である地域社会における共生の実現に寄与する事業に積極的に取り組むこと。
2. 発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備するとともに、新たな事業に取り組むこと。

3. 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者への支援及び高齢化した施設利用者への支援については、全国の知的障害関係施設・事業所においても直面している重要な課題であるので、のぞみの園においてモデル的な支援の確立に向けて、引き続き事業を積極的に推進すること。
4. 施設利用者の地域移行については、年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行や新たな同意を得ることが難しくなっているが、今後も、施設利用者及び保護者・家族の意向を尊重しつつ、障害特性を考慮した受入先の確保に努めるなど、地域生活への移行に向けて粘り強く取り組むこと。

調査・研究及び養成・研修の充実

- 調査・研究及び養成・研修については、上記の1～4の政策課題や障害者総合支援法の新たな政策課題など、国の政策目標の実現に資する分野や、民間では対応が難しい先駆的な分野について、関係機関や大学等の外部有識者との連携を図りながら実施するなど、さらに充実を図ること。